

# “地域運営組織の法人化”を進めていこう！

“地域運営組織の法人化”を進めるにあたっては、地域住民の意見も聞きながら、まずは役員会などで、地域づくりの方向性を決めるところから始めてみましょう。以下は法人化に向けた検討プロセスの一例です。

## 1 自治体等への事前相談

市町村の担当課や市民活動支援センターなどと、考え方や検討の進め方、必要な手続き等の相談をしましょう。

### Point

- ✓ 前例がない自治体では、自治体担当課の職員も準備が必要になります。担当課の準備時間も見込んで早めに相談しましょう。
- ✓ 申請要件や支援メニュー、他地域の事例等を確認しましょう。

## 2 検討着手の周知

地域住民に対して、法人化に向けた検討を行う旨を周知しましょう。

### Point

- ✓ 役員会で方針や活動案をつくり、総会で決定する、という手続きが多くある団体でとられています。
- ✓ 地域運営組織が多くの住民の間と多様な団体との連携を図っていくためには、法人化の背景や目標などについて、早い段階から、地域住民との情報共有や意見交換が重要です。

## 3 事業や資産の棚卸し・確認

自分たちが現在取り組んでいる事業や自分たちが持っている資産を確認しましょう。

### Point

- ✓ 検討のとりかかりとして、現在取り組んでいる事業について棚卸しをするとともに、今後必要と思われる事業のアイデア出しや整理を行います。
- ✓ 事業展開にあたって、自分たちが使うことができる資産の現状を確認しましょう。

## 4 勉強会等での意見交換

地域内の関連団体や地域住民に説明し、意見を聞きながら案をまとめましょう。

### Point

- ✓ 取組の背景や課題、メリット・デメリットについて説明しながら、情報を共有しましょう。法人化した後も、地域住民に「じぶんごと」として捉えてもらえるような工夫をしましょう。
- ✓ 行政職員や他地域での実践者をゲストに呼ぶのも効果的です。

## 5 事業・組織案の具体化

地域運営組織が取り組む事業を具体化しながら、組織の体系などを検討しましょう。

### Point

- ✓ 地域運営組織が取り組む事業を明確にしましょう。また、地域内の他の団体との関係を明確にしましょう。
- ✓ 例えば、各団体の連携関係を図で表すなどの工夫をすると、地域住民の間で共有しやすくなります。

## 6 役員会での方針決定

地域運営組織として法人化を進めるかどうか、また、どのような法人格を選択するか、役員会で方針を決めましょう。

### Point

- ✓ 役員会の仕事として法人化の要否の判断と、法人格について決定を行います。
- ✓ 地域住民の意見を踏まえて判断しましょう。

### お問い合わせ先

内閣官房 地域未来戦略本部事務局  
内閣府 地方創生推進事務局(小さな拠点担当)  
〒100-0014  
東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階  
TEL 03-5510-2457 FAX 03-3591-1974 E-mail:e.chiisanakyoten.i7d@cao.go.jp



- 地域運営組織の法人化についてより詳しく知りたい方は、「地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例～」(内閣官房・内閣府)をご覧ください。
- また、地域運営組織や小さな拠点の概要について知りたい方は、「住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～」、「みんなでつくる みんなで守ろう 地域の暮らし」(いずれも内閣官房・内閣府)をご覧ください。

### 小さな拠点情報サイトがオープンしました！

地域運営組織の法人化や、全国の優良事例について紹介していますので、是非参考にしてください。

小さな拠点 検索

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

地域の課題解決を目指す

# 地域運営組織 法人化のススメ

色々な事業に取り組んで、組織を発展させたい.....

リーダーのなり手がいない.....

組織の活動を持続させていくにはどうしたらよieldろうか.....

そんなお悩みを“地域運営組織の法人化”で解決しませんか？

### 地域運営組織とは.....

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のことです。

日本全国で2,105団体形成されており、その多くが小学校区(旧小学校区)の範囲で活動しています。(令和7年5月時点)

内閣官房 地域未来戦略本部事務局  
内閣府 地方創生推進事務局

# “地域運営組織の法人化”について考えてみよう！

- 現在457市町村で2,105団体の地域運営組織が地域の課題解決に向けて活動しています。しかし、そのうち法人格がある地域運営組織は全体の11%にとどまっています。
- 地域運営組織が地域のニーズに応じて、経済活動等、地域の課題解決に向けた取組を発展させようとするれば、様々な契約関係が発生したり、外部の支援者からの寄附金や行政の補助金を受け入れる機会が増えてきます。法人格がなければ、事業の失敗や事故等について代表者の個人責任が問われる可能性があり、契約の主体となる代表者が大きなリスクを負ってしまいます。
- 法人格を取得することで、団体名義の契約や登記が行えるようになり、また、社会的信用が高まることにより、委託事業や外部からの寄附を受けられやすくなります。そのため、取組の深化を目指す地域運営組織にとっては、多様な事業展開に対応した“地域運営組織の法人化”が有効です。

## 法人化のメリット

### 1 事業の幅が広がります

- 法人化することにより、社会的信頼性が高まり、行政からの補助金の獲得や委託事業の受託の可能性が拡大し、外部からの寄附も受けやすくなります。
- また、不動産や車両などの資産の保有、各種の契約を団体名義でできるようになるため、事業の幅が広がります。

### 2 代表者個人にかかる責任が軽減されます

- 法人格のない任意団体として活動をしていく場合、様々な事業に伴う責任は代表者個人が負うこととなります。万が一、事業で損害が発生させた場合も、代表者個人の責任となってしまいます。
- しかし、法人化することにより、責任の所在が法人になることから、代表者個人への負担を軽減することができます。

### 3 リーダーを確保しやすくなります

- 代表者個人にかかる責任への不安を解消することで、組織のリーダーとなる人材を確保しやすくなります。
- また、リーダーが安心して組織の経営や事業を担うことができるようになるため、活動の継続性が高まり、地域運営組織の発展にも有効です。

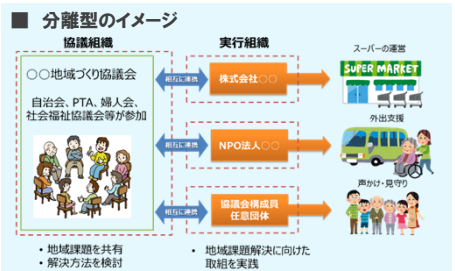
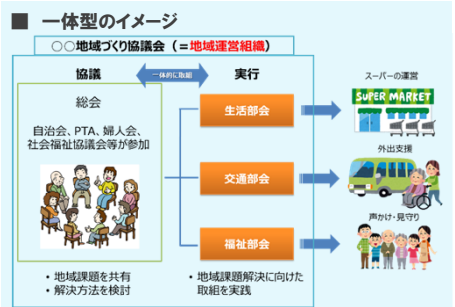
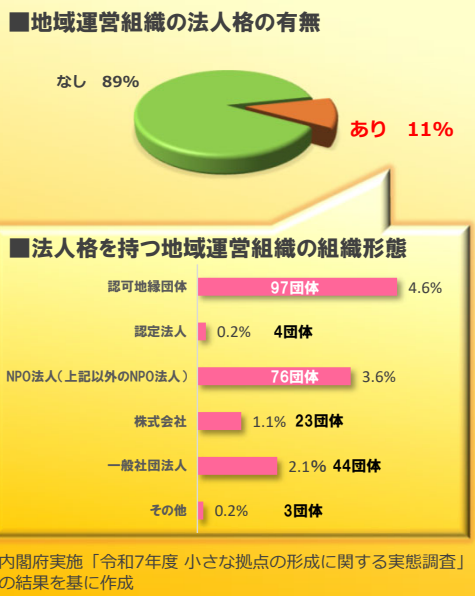
## 一体型と分離型

- 地域運営組織は、組織形態も活動も地域ごとに多様なものとなっていますが、機能面から見ると、地域の将来ビジョンや課題の解決方法を検討する「協議機能」と地域課題解決に向けた取組を実践する「実行機能」の両面を有しています。

- 全国の事例から見てみると、協議機能と実行機能の備え方には2種類のかたちがあり、それぞれメリット・デメリットがあります。

- 一体型**：協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの
- 分離型**：協議機能と実行機能を切り離し、いずれかの機能を有する組織となっているもの

- 一体型の場合には、地域住民の意思を事業に反映しやすい一方で、事業のリスクを地域全体に波及させてしまう恐れがあります。
- 分離型の場合には、事業に適した組織形態をとることができる一方で、地域全体の最適性より各組織の事業を優先してしまう恐れがあります。
- “地域運営組織の法人化”にあたっては、自分たちの団体が一体型として取り組むべきか、それとも分離型として取り組むべきか、よく検討しましょう。



# 自分たちの組織に合った法人格について考えてみよう！

地域運営組織が展開する活動や担い手は地域ごとに多種多様であり、様々な法人制度が活用されています。「組織の性格」や「取り組みたい事業」を中心に、どのような法人格を選択するか検討してみてもいかがでしょうか。

## 認可地縁団体 自治会や町内会といった地縁による団体が市町村長の認可を受けて法人格を取得することにより、不動産等を団体名義で所有し、登記等ができるようになります

- 自治会や町内会といった地縁による団体が市町村長の認可を受けて法人格を取得した団体です。
- 不動産等を代表者の個人名義ではなく、認可地縁団体名義で所有し、登記等ができるようになります。
- 団体の資産管理が安定化することから、より良い地域活動が期待できます。



## NPO法人・認定NPO法人 社会貢献活動を主な目的としている法人で、税制優遇措置も用意されています

- 不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的に活動する法人で、社員(会員)が10名以上いれば設立できます。また、登記費用も不要です。
- 所轄庁への事業報告書等の提出や、その他の情報公開の義務があり、法人自らがこれらの義務を果たすことによって、行政や民間からの補助金・助成金を獲得しやすくなり、寄附の受け入れや事業を行いやすくなることにつながると考えられます。
- 認定NPO法人になると、税制優遇措置があるとともに、一層の情報公開やより適切な業務運営が求められるため、高い社会的責任を有します(都道府県や市町村条例による個別指定を受けたNPO法人にも一部税制優遇措置があります)。



## 一般社団法人 事業内容に制限がなく、設立までの手続きが容易な法人です

- 社員が2名いれば設立できます。また、都道府県や市町村による認可や認証がないため、他の法人に比べると設立までの手続きが容易で、短期間で設立することが可能です。
- 事業内容に制限がないため、公益事業を行う団体だけでなく、非公益かつ非営利の事業を行う団体、収益事業を行う団体も含め、自由で自律的な活動が可能です。



## 株式会社 利益を得ることを目的とし、「稼ぐ組織」として発展させやすい法人です

- 利益を得ることを目的とした営利団体です。設立には出資が必要で、出資比率に応じて議決権が異なります。
- 金融機関からの借入れ等、融資や資金調達の幅が広がり、経営の安定化と事業の拡大を見込みやすくなります。
- 地域再生計画に位置付けられた小さな拠点形成事業を行う株式会社に個人が出資した場合、所得税の控除を受けられます(小さな拠点税制)。



## 合同会社 出資額の大小によらず、全員が平等な立場で経営する法人です

- 利益を得ることを目的とした営利団体です。設立には出資が必要ですが、議決権は誰がいくら出資しても1人1票のため、全員が出資額の大小によらず平等な立場で経営にすることができます。
- 株主総会や取締役会の開催が義務付けられていないため、迅速な意思決定が可能です。また、株式会社に比べて、設立の費用を抑えられます。

